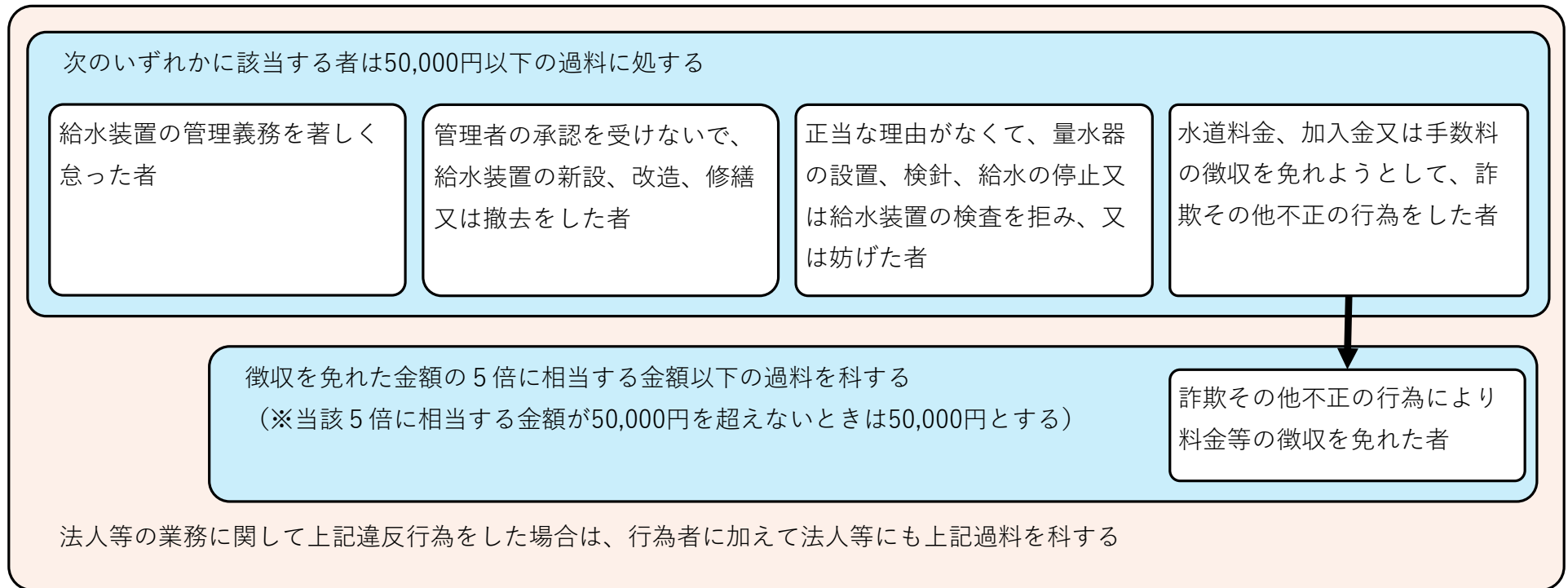


金沢市水道給水条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

水道事業における適正な給水を更に推進するため、承認を受けずに給水装置の新設を行った者等に過料を科する規定を整備します

2 改正の内容 次に該当する場合に過料を科する規定を追加します



3 今後の予定 令和8年6月1日施行予定